

少年審判における傍聴制度について一考察

Consideration in Listen System to Judgment of Juvenile

小関 慶太

桐蔭横浜大学大学院法学研究科後期博士課程

2008年9月18日 受理

1. はじめに
2. 健全育成
3. 少年の権利
4. 少年審判の構造・目的
5. 少年の萎縮
6. 被害者配慮制度と運用状況
7. 被害者の審判への関与～意見聴取制度～
8. 一考察

1. はじめに

2007年6月に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(平成19年6月27日公布、法律95号、平成20年12月1日施行、以下、「被害者参加制度」)。但し、附則第1号については、平成19年7月17日、同第2号については、平成19年12月26日、同第3号については、平成20年4月1日より施行)が成立し、今冬より施行である。被害者参加制度は、刑事裁判で被害者が従来の意見陳述のほかに所謂、求刑をも被害者が行うことを可能とした。また刑事裁判の結果を利用(運用)して損害賠償を請求する制度も新設された¹。

この改正をめぐっては一部市民団体より『被害者の負担(risk)』『二次被害の可能性』等といった反対・見直し意見が上げられたものの特に大きな修正もなく成立した。

少年審判の被害者傍聴制度ないし少年の刑事裁判における被害者参加制度は、大きく取り上げられることはなかったものの法令制定後、少年法第三次改正(少年法(昭和23年法律第168号)の一部を改正する法律(平成20年法律第71号)、平成20年6月18日公布、平成20年12月15日施行、以下、「第三次改正法」)の動きが見えた。第三次改正法は、「少年審判における被害者参加を制度的に認める」というものである。従来は、少年審判規則(昭和23年最高裁判所規則33号、以下、「規則」)29条²の解釈によって審判廷に被害者等の参加を認め参加させた例もある。規則29条運用において、被害者等が審判に参加することは、同規則で規定されているほかの参加者と同様に「審判の協力者³」としての参加方法である。審判は「教育の場」である点より審判の協力者は、相互に協力をして少年の問題解決を有効とし、教育的効果を発することが目的として参加が認められる。

本改正の理由は、「少年審判における犯罪被害者等の権利利益を一層に保護し、一定の重大犯罪に対して審判の傍聴を可能にする制度」であると共に、少年法第一次改正（少年法（昭和23年法律168号）の一部を改正する法律、平成12年12月6日公布、平成13年4月1日施行、以下、「第一次改正法」）で被害者配慮が行われたものをさらに緩和を行い利用しやすくすることを目的としている。

法律案において少年審判は、「罪を犯した少年」（少年法（昭和23年7月15日公布、法律第168号、昭和24年1月1日施行、以下「法」）第3条第1項第1号）並びに「14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年」（同第2号）であり、①故意の行為によって被害者を死傷させた罪（但し傷害においては生命に重大な危険を生じさせた場合に適用）②業務上過失致死傷（刑法211条）これらの対象（犯罪・非行・触法）行為の被害者より審判期日までに傍聴の申出があった場合に少年の年齢やメンタル（精神状態）や事件の特性、審判状況などを考慮して「相当性」が認められる場合に限り傍聴が認められる⁴。また被害者が審判の傍聴にあたり著しい不安や緊張がある場合に限り適当と判断されるものを付添人として参加することを可能とする。

法律案に対して修正案が提出され、触法少年の審判対象年齢に制限を加えた。第三次改正法22条の4「（12歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年を除く）」とした、また傍聴事由に「少年の健全な育成を妨げるおそれなく」相当と認められる時に傍聴を許すものとした。そして第三次改正法22条の4-2項（新設規定）「家庭裁判所は、前項の規定より第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件の被害者等に審判の傍聴を許すか否かを判断するに当たっては、同号に掲げる少年が一般に精神的に特に未成熟であることを十分に考慮しなければならない」第三次改

正法-4（新設規定）「裁判長は、第一項の規定より審判を傍聴する者及び前項の規定によりこの者に付き添う者の座席の位置、審判を行う場所における裁判所職員の配置等を定めるに当たっては、少年の心身に及ぼす影響に配慮しなければならない」とした。

新たに弁護士である付添人からの意見聴取として第三次改正法22条の5-1項～4項が設けられた。1項では、「…審判の傍聴を許すには、予め、弁護士である付添人の意見を聴かなければ成らない」とし、2項において「…付添人がいないときは、弁護士である付添人をつけなければならない」とした。これに対して3号では、「…付添人がない場合であって、最高裁判所規則の定めるところより少年及び保護者がこれを必要としない旨の意思を明示したときは、前項の規定は適用しない」とした。

そして被害者に対する説明として第三次改正法22条の6-1項「家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めるところにより第3条第1項第1号又は第2号に掲げる少年に係る事件の被害者等から申出がある場合において、少年の健全育成を妨げるおそれなく相当と認められるときは、最高裁判所規則の定めるところにより、その申出をした者に対し、審判期日における審判の状況を説明する」、2項において、終局決定確定より3年経過した場合はすることが出来ないと定めた。

修正案において、①触法少年審判の年齢緩和②13歳、14歳の刑事未成年者（触法少年）対象審判への配慮③審判廷の健全育成的な配慮④付添人の意見聴取⑤被害者の説明など新たに新設し、従来の法律案よりも少年の健全育成や可塑性を多少視野に入れた法令となった。また附則として3年後の見直しも加えられた。参議院法務委員会は、政府と最高裁に対して（1）少年が萎縮しないように広めの審判廷の使用や座席配置の工夫の検討・周知

する(2)被害者が別室でモニターによる傍聴する方法についての利点と問題点の検討の付帯決議⁵を採択した。

なお第三次改正法案は、平成20年6月11日参議院本会議で可決・成立した。平成20年12月15日⁶より施行されるものとして最高裁判所規則や少年審判規則が改正される。

少年審判における傍聴制度は、少年法の理念である「健全育成」に反するものと考えられる。本稿では、その理由の前提とし、まず健全育成の概念を検討し、少年の権利、少年審判の目的の特色、従来の少年法における被害者制度(被害者配慮)、少年審判の目的、少年の権利、少年の萎縮、第一次改正法の被害者「配慮」の概略、その運用状況を検討した後、考察をまとめる形とする。

2. 健全育成

少年法の目的は、未成年者(20歳未満)であり刑罰法令に抵触する行為をしたもの(子ども・児童)を非行少年・犯罪少年として刑事司法(刑法・刑事訴訟法)の特別法として特別な取り扱いをすることを目的としている。この特別な扱いをするにあたり掲げていることが『健全育成』である。

非行を行った少年を健全な社会人へ育成するにあたり、国家が保護という形で介入して、まず違法行為を発見して施設乃至社会において育成する。施設では、国家権力で強制的に少年から自由を拘束・剥奪して強制的な教育を実施している。この再教育は、再び罪や非行を犯さないことを目標にしている。

澤登俊雄博士は、「非行少年の健全育成とは、少年が非行を克服し成長発達を遂げることである⁷」と述べられている。

健全育成は3要素から成り立っていると考

えられる。いいかえれば三つの内一つでも欠けてしまうのであれば、健全育成的な教育の達成として捉えることも厳しくなるものと考えられる。

(1) 社会復帰

少年の人格の発達・成長によって非行性を解消し、一般的な社会生活を日々送れるような健全な社会人に成熟させる。健全な社会人モデルとは、国家・社会の一員として個人の尊厳(憲法13条・19条)を認め、「勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民」(教育基本法1条)である⁸。

(2) 問題解決

成人に向かうにつれて人格形成期として「幼年期」「少年期」「青年期」⇔「思春期」を迎え⁹、社会に対して学校に対して、親や家庭など自分の置かれている場所に様々な思いや考えが生じてくる。これらを自己制御(self-control)できずにどのような手段(process)で対処していいのか分からず、非行・犯罪という手段に出てしまう。

すなわち、未熟である少年は、心の問題をも自己で判断して解決する能力が劣っている。このように劣っている部分を国家が介入して解決の手助け、道しるべを行わなければならない。

悩みや問題が解決することで少年は、自己を正面から見つめ直し、「非行・犯罪」の価値や「贖罪」意識の芽生えに繋がっていくと考えられる。

(3) 可塑性

少年は人格形成時の過程にあり、肉体的には大人に見えたとしても精神(mental)においてはまだまだ子ども、すなわち全てにおいて未成熟である。例えば、大手進学塾の歌い文句である「四角い頭が丸くなる」¹⁰のように変化する可能性を秘めている。また重松

一義教授は、「西洋の諺に『脱皮できない蛇は亡びる』とあり、人間の成長期にある子供は、教育の力で望ましい理想的人間像へと変身脱皮する、いわゆる『可塑性』があるという意味は、この諺の中に内在している」¹¹と述べられている。すなわち、人間も昆虫（蛇）も何度となく脱皮を繰り返すことによって健全な社会人へと成長を遂げる。可塑性は、脱皮をして成長をし遂げられる。

更生という意味での「健全育成」は、少年法上の理念として説明されるものの少年の生活に関する法令の中でも問われている。例えば、児童福祉法や学校教育法における少年ないし児童の成長発達を保障している。民法第818条第1項や第820条によって監護・教育の権利義務について定められており、これらも少年を健全に育成することが明記されている。

国家が介入して少年・児童を健全育成に導くのはレアケースであり、少年が違法行為（犯罪行為）を行った場合のみであり、本来の健全に育成すべき責任は、看護者・保護者にあるものと考えられる¹²。

3. 少年の権利

1989年に「児童の権利に関する条約」が国連総会で採択され、1990年発効した。実施監視機関として「子どもの権利委員会(The Committee on the Rights of the Child)」が国連内に設置された。1994年4月、日本政府もこれに批准した。

今日の批准に至るまでに国際的に子どもの権利が謳われ始め「児童の権利に関する宣言（ジュネーブ宣言）」(1924年)、「国際連合憲章」(1945年)、「世界人権宣言」(1948年)、「児童の権利に関する宣言」(1959年)、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(1966年)、「市民的及び政治的権利に関

する国際規約」(1966年)、「国際児童年」(1979年)である。

本条約において従来の権利の考え方「保護の対象としての子ども」より「権利主体としての子ども」とした。従来、子どもは保護の客体であり主体ではなかった。言い換えれば、保護される権利があったわけでもなく保護を放棄された場合に法的根拠に基づく抗議が出来なかった。又、保護とは何なのかが明確になされていなかった¹³。

「権利主体としての子ども」＝「自己決定主体(者)」「権利行使主体(者)」は、健全な大人と同じ判断を可能としているわけではなく、少年・児童は精神的にも肉体的にも未熟であるために権利行使にあたっては、保護者(大人)・国・社会の介入を必要と考える。

(1) 憲法26条

憲法26条の趣旨によると、教育を受ける権利が定められている。教育は、「将来一人前の健全な社会人になり、共同社会の一員になり、生活し自己の人格の確立・実現の基礎となる力を身に付けるために必要不可欠な営み」¹⁴である。すなわち、教育を受ける主体者である子ども(少年・児童)において、憲法26条において「成長発達権」が認められていると考えられる。

また憲法13条関連として「…個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を施すことを強要することは、憲法26条、13条の規定上からも許されない」と解されている。すなわち、子どもであっても一人格者であり個人の尊厳を尊重し、成長の妨げとなる介入を行ってはならない。

(2) 憲法 13 条

「すべて国民は、個人として尊重される」国民は全て平等であり独立した人格をもつ人間として扱われ、公共の福祉の制限を伴わない。日本国憲法は個人主義を採用し全体主義のような国民が国家運営の道具のように使われることはないということを明確にしている。

(3) 子どもの権利条約

Article 29-1(a) [The development of the child's personality, talents and mental and physical abilities to their fullest potential.] において、「児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限まで発達させること」と示し、本条約においても「成長発達する権利」が窺える。尚、本条原案は「the survival and healthy development」(児童の生存及び健全な発達)と考えていたが修正段階において変更となった¹⁵。

また Article 6-2 [States Parties shall ensure to the maximum extent possible the survival and development of the child.] においても児童の成長の発達を最大限に確保すると、規定されている。

(4) 成長発達権

成長発達権とは、子ども(少年)は大人と異なり能力及び精神的、肉体的にも成長発達途上(途中・過程)にあり、将来的に健全な社会人になるために成長・発達する権利である。葛野尋之博士は「少年は一人一人、成長発達過程にある子どもの人間としての尊厳として、今ある自律的人格を尊重されつつ、全面的に成長発達する権利¹⁶」と述べられている。山口直也教授は、「いままさに成長発達の途上にある人格がそのまま認められ、将来成人として完全な自己決定主体になることが援助・保障される権利¹⁷」と述べられている。

(5) 意見表明権

子どもの権利条約 12 条 1 項「…自由に自己の意見を表明する権利を確保する」¹⁸、2 項「…聴聞される機会を与える」¹⁹と規定されている。「自己の意見を形成する能力のある (capable of forming his or her own views)」と規定されて年齢制限は特に行われていないものの、家事審判規則 54 条、同規則 70 条の家事審判における児童の意見聴聞は「満 15 歳以上」と規定され意見形成能力を有する者は、15 歳以上と看做される。また民法 791 条 3 項及び民法 797 条 1 項において、15 歳未満の子は、法定代理人が子供に代わり承認をすることが認められている。

少年審判においては、規則 25 条 2 項、規則 28 条 3 項、規則 30 条によって意見表明が認められている。刑事訴訟法(昭和 23 年 7 月 10 日公布、法律 131 号、昭和 24 年 1 月 1 日施行、以下、「刑訴法」) 291 条 2 項冒頭手続において「…陳述する機会を与えなければならない」、刑訴法 293 条 2 項証拠調べが終わった後、同様の機会を認めている。また刑訴法 311 条 2 項いつでも任意による供述を認めている。

そして権利条約 12 条を具体化したものとして、少年司法運営に関する国連最低基準(北京ルール) 14 条「手続きが少年の参加と自己表現を可能とするような、理解に満ちた雰囲気の中で行われるべきである」と規定しているが、検察官関与や合議制といった重大事案の場合の審判協力者としての参加する大人が多数いる場合に、言語能力が乏しい少年が自己の思いを表現することは極めて困難である。

4. 少年審判(少年の手続)

少年審判は、最広義な意味で家庭裁判所が少年保護事件として受理してから終局決定ま

でをいう。審判の機能は、「福祉的機能」「司法的機能」がある²⁰。福祉的機能とは、「健全育成」遂行の為に「性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分」(法1条)、すなわち保護・教育・福祉的なアプローチ(措置・処分)より改善更正・帰善を目的としている。また審判においても「懇切を旨にして、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない」(法22条1項)として更生を第一に考えている。

次に司法的機能は、刑事訴訟法の目的「公共の福祉の維持と個人の基本的人権との保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且迅速に適用実現する」(刑訴法1条)を前提に「社会防衛的機能」「人格保障的機能」の側面を持っている。社会防衛的機能は、少年審判も刑事手続と同じに刑事司法手続の1手段であり、犯罪の抑制・抑止や犯罪に対する安全・安心等の刑事政策的役割を担っている。人格保障的機能は、少年の人格や利益の保証、すなわち非行事実や要保護性が正確に認定されるなど一連の審判過程が適正な手続(due process)に行われるということである²¹。

(1) 審判「非公開」の原則

憲法37条1項で「すべて刑事事件において、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」とし、憲法82条によって「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行う」ことが定められている。しかし法22条2項で「審判は、公開しない」と定められている。理由として、人格的にも未熟で傷つきやすい少年の情操の保護、社会復帰に容易、社会的なラベリングの回避、が考えられている。また少年の要保護性審理においては、少年や少年の家族などのプライバシーも詳細に明らかにする。いいかえれば丸裸にする。よって非公開が原則とされている。

またゴルト判決²²「少年時代の過ちを公衆の目より隠し、これを忘れ去られた過去に埋葬する」という意味もある。

(2) 審判の参加者

少年審判は原則家庭裁判所内で行われる。例外として裁判所外(規則27条)、補導委託先や少年鑑別所・少年院などでも行われる。

審判廷の参加者は、裁判官(1名ないし合議体の場合は3名)・書記官(規則28条1項)と少年(同3項)、家庭裁判所調査官は、裁判官の許可を得た場合を除き(同2項)出席しなければならない。また保護者や付き添い人(規則25条)も出席権を有している。非行事実認定の為に検察官の出席(法22条の2)や少年の親族や教員その他相当と認められる者の出席(規則29条)ができる。

なお「相当と認めるもの」は、少年の権利保護・審判の教育的機能や処遇の実効性に資する者と考えられ、実務上では、担任教諭・校長・雇用主・保護司・保護観察官・児童福祉司・補導委託先関係者などが出席している²³。これに被害者(victims)も含まれるとも考えられている。

また少年審判は、少年を健全に育成し更正へ様々な働きかけを行う。いいかえれば少年審判は、少年を立ち直らす様々な教育の場所である。よって審判参加者においても、少年の更生、教育的効果を発することが可能となる者、すなわち「育て直し」に弊害をきたさない者を「審判に協力者」として参加を認めてきた。

(3) 審判の方法

規則1条2項「少年審判の取り扱いは、…常に懇切にして誠意のある態度でもって少年の情操の保護に心がけ…」、少年法22条1項「懇切…和やかに…内省を促す…」に基づき、少年の健全育成に繋がるような審議・審判を

実施する。

審判の一連の流れは、①少年・保護者等の人定質問②黙秘権²⁴の告知(規則29条の2)③非行事実の告知と少年の弁解聴取(同)④非行事実の審理²⁵(規則29条の3・4)⑤要保護性に関する事実の審理⑥調査官・付き添い人の処遇意見聴取⑦終局決定告知²⁶である。

(4) 職権主義と当事者主義

そして少年審判は、職権主義を採用している。刑事裁判・刑事手続・刑事訴訟上の当事者主義とは異なる。当事者主義は、検察と弁護人が対立関係で攻撃及び防御(弁論)を尽くした上で独立した裁判官が判断を下す²⁷。職権主義は、家庭裁判所(裁判官)が自ら審判を主宰し、調査を行い終局決定を行う²⁸。

少年の健全育成という目的を鑑みたくて検察側・弁護側がいかがみ合うよりも共に手を組み協力し合い少年の更生を第一に考えた手続が適当であると考えられる。

(5) 併合審判の原則

また少年審判では、併合事件について「併合審判が原則」となっている(規則25条の2)。要保護性の審理は、何度も実施するのではなく一度実施すればよい。ここで何度も長々と審理をすることは、少年に対して萎縮をさせるといった悪影響を及ぼす可能性がある。しかし、併合して審理を図るからといって終局決定が同じである必要はない。そして少年審判は、「個別審判が原則」である。共犯事件であっても各少年を個別に審判の対象とする。これは、少年のプライバシー保護や秘密維持や少年が萎縮し事案の真相を供述出来ない等といったこと²⁹が理由として挙げられる。交通事案においては、非行事実が同様に抱えている問題も同じような状況であれば、集団で審判を実施しており、迅速に処理が出来る。また少年の保護が早期に可能と

する点のほか、個々の少年ごと、個別審判の原則(主観的併合)に反するという考え方もある。しかし、「保護の早期化」という合理的な事由より例外を認めてもよいと考える。

(6) 直接審判の原則

「直接審判の原則」として「少年が審判期日に出頭しないときは、審判を行うことが出来ない」(規則28条3項)。また出頭の確保の為に必要である場合には、少年を強制的に同行させられる令状を発行できる(法11条の2)。この令状は、刑訴法58条・64条に相当するものである。令状発行の要件は①正式な呼び出しに応じない②呼び出しに応じない事由に正当性がない場合³⁰である。

(7) 迅速な審判

少年審判は、少年の可塑性などを視野に入れて通常の刑事裁判に比べて迅速な審判が行なわれている。「49日審判」とも言われており、被害者の49日法要が終わる前に少年の終局決定が行われる場合もある。

少年の社会復帰や更生を考える上で一刻も早く終局し決定を言渡し、教育的保護処遇を行なうことが重要である。

5. 少年の萎縮

少年審判に被害者が傍聴することは、少年を萎縮させその結果、健全育成に害するという見解と萎縮(obsolescence)させることそれこそが健全育成であるという考え方がある。

(1) 萎縮とは

外圧によって抑圧されること。すなわち、外からの力によって従来持っている元気・気力を抑え込まれてしまう。本傍聴制度から考えるのであれば被害者等が審判を傍聴することによって少年が無形・有形的な圧力を受け圧迫され、思っていることなどを表現が出来ず又、意見表明権侵害となる。

(2) 萎縮と健全育成

健全育成の3柱の1つ「問題解決」は、少年院の様々な強制プログラムにおいて、改善していく方法も一手段であるものの、審判廷においても少年が何故そのような行為に至ったのか至るまでの経由として非行事実認定また要保護性認定場面においても少年が積極的
に話をする環境作りが必要である。

萎縮させて話をする事が出来ず、殻に閉じ込めてしまうことは、健全育成を実施することを排除する結果になるものと考えられる。

(3) 萎縮と成長発達権

少年が意見表明することは成長発達において不可欠な行為である。成長発達途上の少年の心的な人格形成にも効果を発する³¹。

例えば夫と妻の間に相互作用(interaction)があるように親子の間にも相互作用があり、親子関係が築かれる。その親子関係の中で親が極端な権力主義者・権威主義者であった場合、すぐに暴力(力で抑え込む)場合に子どもは、萎縮して親の顔色を伺い、自分自身の意見を表明することも出来ず、自分の殻に籠ってしまう。そのような場合に親子関係における相互作用の結果、萎縮により成長の妨げになってしまう。

このように少年審判において被害者が傍聴をする、その場にいるという存在自体が少年によって抑圧的なことになってしまうのである。

(4) 萎縮によるプラス効果

被害者の前で少年が萎縮することが少年の更生にプラスに働くという考え方の一つとして、「少年が被害者等の前で萎縮するとすれば、それは少年が内心において非を認めている証拠であり、それはまさに少年の反省の第一歩である³²」という考え方もある。

(5) 萎縮によるマイナス効果

被害者の前で少年が萎縮することが少年の更生にマイナスに働くという考え方は、前述

(2)(3)と萎縮することによって意見表明が疎らになり事実を明らかに出来ず冤罪に繋がる危険性³³もある。また審判においては、少年の保護者や学校の教諭・先生からも話を聞き、被害者を前にして彼らは、少年の更生に必要な言葉を掛けることが出来なくなる危険性がある。この場合は、少年の萎縮ではなく、審判参加者においても萎縮させてしまう危険性が生じるものかと考えられる。

審判主宰者である裁判官(審判官)による審判廷内における少年並びに審判協力者に対しての被害者傍聴実施に際し、特段たる配慮を行うことが必要である。しかしながら、少年審判規則29条による傍聴可能ということは、制度化されていたわけではなく本改正において制度化され、今までの実績・経験も殆どなく運用にあたり大きな課題があり検討をしなければならない。

6. 被害者配慮制度と運用状況

第一次改正法によって被害者への配慮が組み込まれた。この改正ではあくまでも「配慮」したのでありそれ以上それ以下でもない。どのような配慮が行われたかという①事件記録の閲覧又は謄写(法5条の2)②被害者等へ審判決定等通知(31条の2)③被害者からの意見聴取(法9条の2)の3点が組み込まれた。

(1) 事件記録の閲覧又は謄写

以前より規則7条1項の許可を得て、閲覧・謄写が許可されていたが本改正において手続を明記し被害者等の権利行使をしやすくした。対象事件は、犯罪少年(法3条1項1号)触法少年(同2号)に係属事件である。また被害者とは、「犯罪によって害を被った者」(刑訴法230条)である。

許可の要件は「正当な理由」と「相当性」

が必要である。正当な理由とは、損害賠償請求や保険金請求の資料などである。相当性は、前者事由を前提に、少年の健全育成への影響や事件の態様や調査・審判状況やその他の状況を考慮しても相当と考えられる場合に許可される³⁴。

(2) 被害者等へ審判決定等通知

非公開の原則の少年審判において、事件情報の制限・制約によって被害者の不満が高まったことを経て、情報開示を進めた。被害者に審判結果を通知し、事件の内容や処分決定（終局決定）を通知する制度である。通知に当たっては、少年の健全育成を第一に考え、妨げになる場合には通知は行われぬ。不相当事由として田宮博士は「被害者等が少年に報復する虞のある場合」³⁵「被害者等が通知内容をみだりに公表する虞がある場合」³⁶であり「少年の家庭環境や保護者の関係などプライバシー等の観点から通知事項を限定すべき」³⁷と指摘されている³⁸。

(3) 被害者からの意見聴取

被害者等から被害に関する心情やその他事件に関する意見の陳述が申出があった場合に可能となった。裁判所が被害者から意見聴取を行う。これで少年審判においても被害者心情・意見が組み込まれ被害者等や国民に対する審判への信頼度の向上にも繋がった。また被害者等の心情や意見を少年に認識させることで贖罪意識の向上・内省への導き、最終的には改善更生に資する制度である。

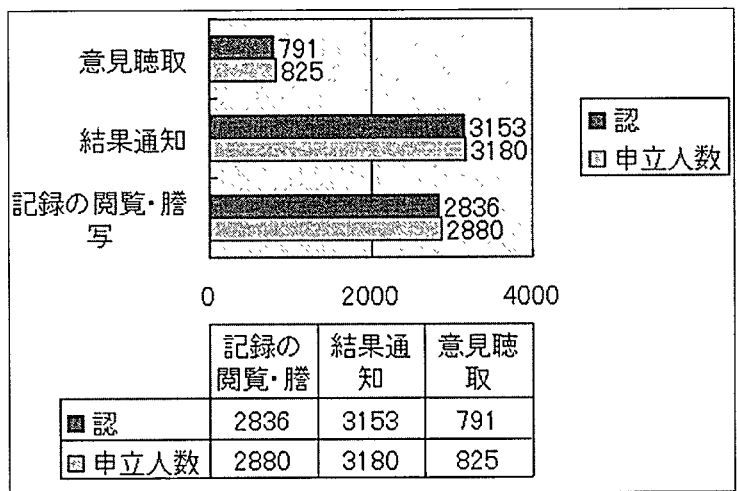
において公判期日に意見陳述を行うとしているが少年の場合は、特異性などから配慮が必要とし、①審判の場で裁判官に対して行う②審判以外の場で裁判官に対して行う③審判外の場で家庭裁判所調査官に対して行う、としており、どの方法によるかは、申出者の希望を踏まえて検討されている。このような裁判所の裁量に委ねているかは、健全育成(法1条)や情操保護(規則1条2項)が大前提にある。

また意見陳述を行うにあたり、緊張や不安を和らぐために家族の付添(刑訴法292条の2-6項)も可能である³⁹。

そして刑訴法292条の2-7項のような規定はないものの田宮博士によれば「被害者等に意見を記載した書面を提出させることも出来る」と解する⁴⁰。

聴取した内容(意見・心情)は、要保護性認定資料として使われ、意見陳述の内容・概要が非行事実に対応するものであっても刑訴法292条の2-9項より犯罪事実の認定のための証拠とすることは出来ない。

(図表1) 被害者配慮運用状況図



(註) 内閣府「平成18年度犯罪被害者白書」78頁参考の上、作成。データは、第一次改正法施行後、5年間の運用によるものである。

刑訴法292条の2-1項では、成人刑事手続に

(4) 状況の分析

意見聴取制度と記録の閲覧・謄写、結果通知に大きな開きがあることに関して、意見聴取制度は、少年審判期日すなわち、事件直後に実施されている。よって被害者等の心情(情緒不安定)は、喪失感に溢れながらも手に付かない、落ち着きを取り戻すことが未だ出来ない状況にあるのに対し、記録の閲覧・謄写や結果通知は、審判終局決定後のことであり多少なりとも情緒も安定し、現実を受け入れられる状況となっているということがこのような大きな開きに影響しているものと考えられる。

また捜査機関、捜査段階において被害者より心情等の聞き取りを行い調査にまとめられている。以上のことより意見聴取件数が少ないということに納得できる。

(5) 第三次改正法改正点

従来は、合理的な目的を有し裁判所の許可を得れば謄写・閲覧できたものの法律記録のみであり、家庭裁判所調査官等が調査を行った情報・記録は除外されていた。しかし本改正より謄写・閲覧の目的は、民事訴訟に必要といった合理的な目的ではなく単に見たい・知りたいという事由においても謄写・閲覧が可能となった。また範囲の拡大によって社会記録以外が可能となった⁴¹。

社会記録が謄写・閲覧できない理由は、少年や少年に関係するものの周辺の事柄を全て丸裸にすることで名誉やプライバシーに係ることも記録に含まれてしまうからである⁴²。社会記録は、少年の要保護性を審理するに当たり必要な情報であり、この要保護性を検討するに当たり情報は少年のみならず親や兄弟・親戚・先祖、友人など少年に関係する者の情報であり、如何なる場合であっても情報の保護をしなければならない。もし保護出来ないのであれば、情報の提供もして頂けないものとする。情報を得る者、提供する者の間において情報を如何なる事由においても外部に閲覧させないことより「信頼関係」を

結ぶことで正しい情報を取得でき少年の更生にも影響を来たす結果となりうる。

7. 被害者の審判への関与
～意見聴取制度～

(図表2) 意見聴取実施数(平成18年度)
一般保護事件非行別一

罪名	発生件数	意見聴取	
		あり	なし
総数	59,667	178	6
刑法犯	53,607	167	5
窃盗	30,895	9	1
強盗	217	1	0
詐欺	516	1	0
恐喝	1,688	11	0
傷害	5,821	92	4
傷害致死	25	12	0
暴行	928	3	0
脅迫	71	1	0
殺人(死亡)	17	7	0
殺人(他)	25	2	0
強盗致傷	412	5	0
強盗致死	19	2	0
強姦	63	8	0
集団強姦	31	2	0
猥褻	321	7	0
住居侵入	2,466	1	0
放火	96	1	0
器物損壊等	1,248	1	0
その他	631	1	0
特別刑法犯	6,390	6	1
暴力行為等	579	1	1
軽犯罪法	10,27	1	0
その他	1,778	4	0
虞犯	700	5	0

(註) 最高裁判所事務総局「第30表 一般保護事件の終局総数人員—全家庭裁判所」より算出

(1) 一般保護事件における意見聴取状況

平成19年度の全家裁統計において、一般保護事件における刑法犯総数53,607件の内、意見聴取が行われた総数は178件（内刑法犯167件）、行われなかった総数は6件（内刑法犯5件）である。行われた非行別は、傷害事件の発生件数が5,821件に対して92件が一番多く、殺人（死亡させた罪）が17件に対して7件、殺人（その他）25件に対して2件、窃盗が30,895件に対して9件などが認められた。

事件発生件数（認知件数）より社会全般に重大事件・重大犯罪と言われている事案において家裁において意見聴取制度が運用されているものもまだまだ被害者に周知されていないか、利用しやすい制度ではないのかとデータより分析する。

(2) 参加型の推移

意見聴取制度は、三つの形式より選んで参加が出来る。①審判期日外に家庭裁判所調査官が実施する②審判期日外に裁判官（審判官）が行う③審判期日内に裁判官（審判官）が行う。

後藤弘子教授の施行後5年の統計分析によれば、②のケース1年目から5年目まで横ばいで大きな変動もなく全体の約47%程度を占めている。また年々変動しているケースとして③審判日に聴取が1年目から5年目で約5倍に増えている⁴³。これらの増加に対して後藤教授は、「被害者支援の充実によって、被害者が以前よりは躊躇なく審判期日に出席することができるようになった可能性も少なくない⁴⁴」「結果が重大な身柄事件は事件直後ということから、意見聴取は、被害者にとってかなり過酷なものとなる。この過酷さに対する十分な支援がなければ、意見聴取の件数が増えることは期待できない⁴⁵」と述べられている。

(3) 少年審判における被害者参加で生じた事件例

①関東地方のある傷害致死事件の審判

被害者の親が少年に対して「悪魔、人間とは思えない」「あなたは一生幸せになってはいけない」と陳述した⁴⁶。

②傷害事件の審判

被害者の親が「（賠償は）10億、20億でも足りない」「死ぬまで許さない」と述べた⁴⁷。

③ある地方で昨年開かれた審判

出廷を認められた親が開廷後に「少年の実名」「調書の内容」「少年に対する批判的な感想をネットに書きこんだ」その後、実名は修正され伏せられた⁴⁸。

④大阪地裁回し蹴り事件（少年刑事裁判案件）

被害者親類の男性が開廷後、被告人席に座っていた少年の後頭部を傍聴席から柵越に蹴るトラブルが発生した。また少年は殺意を否認しており、審理中男性と同席していた親類女性が少年に向かって「殺しとるやないけ」と大声を上げ裁判長より注意を受ける場面もあった。

精神的に未熟な少年が被害者等より怒りをぶつけられたことによって少年院で自殺を図った例もある。結果的には、命は取り留められた⁴⁹。しかし、命を取り留めたということが問題ではなく、少年院は、少年に対して更生させて健全な社会人に育てる場所である。少年自身の精神的な面がこのような状況であれば罪に対する意識は大切であるものの、害悪行為（非行行為）よりも被害者遺族の言葉に怯えて生活をしていくのでは、矯正職員が健全育成な処遇を遂行したとしても効果を発することにならず、今回のケースのような少年が非難以上の責任に押しつぶされてしまうのではないだろうか。

8. 一考察

少年審判へ被害者が直接参加をするという事は、被害者にとっても、加害者（少年）にとっても弊害が生じる。被害者は、本制度によって今まで非公開とされていた少年審判を場合によって傍聴でき、真実を知ることが可能となった反面、「真実」が被害者にとってつらい現実になりうることもありうる。被害者が傍聴制度を選択した前提に結果的に悲観する可能性（おそれ）を承知していたとしても勝手かも知れないが知らない方がよかったと思うケースもあるだろう。例え、結果を承知していたとしても、被害者へ再被害をも避けられなくなってしまう。

加害者少年においては、審判廷に沢山の大人が参加している中で萎縮しているものに対して、被害者等が参加して背後からにらまれていたら、思春期などでテレもあり素直に反省をしていることが伝えることも出来なくなり、本音を話すことも出来なくなる。また意見表明・発言をすることも出来なくなる。萎縮させて反省を促すことよりも審判にいる少年は何をしなければならないのかを第一に、少年のことを第一に考えなければならない。

少年審判の構造・目的では、「懇切丁寧に和やかな雰囲気」の中で審判が行われる。審判参加者は、少年の行ったことを非難するのではなく、自覚に導き、行為に対しての責任と自覚を気付くように誘導し、少年自ら罪の意識、謝罪・贖罪を可能とするような助けをだす。そして審判においては、少年の生育環境や家族関係など深い部分まで丸裸にしてしまう。要保護性の審理などが行なわれる。またこの審理の結果、少年院送致それとも検察官送致が少年にとって適当な処分なのかを検討⁵⁰し、決定される大切な場でもある。

少年法の最大の目的は「健全育成」を達成

することであるが、少年が再び犯罪・非行に走らないように「社会復帰」「問題解決」「可塑性」の三つを実施するのは、矯正教育の場、いいかえれば施設内処遇で行えばよいというのではなく、少年が逮捕・補導された時点から考えなければならない。すなわち、少年審判の場においても少年審判規則1条には「…少年法の目的と精神…」とあるように審判においても健全育成が大切なことが考えられる。

本改正法においては、当初の政府案から修正が加えられたことで「少年の年齢や心身の状態、事件の性質、審判状況」より裁判所が審判の参加の可否を決定できる。すなわち、参加可否は裁判所の判断であり、健全育成に反する結果となりうる場合に裁判所が途中退出を促すことも可能となると考えられる。

しかし制度上では、このようなケースがあるかもしれないが実際に傍聴をしている被害者等に「ここからの審理においては、被害者が参加していると健全育成に反するから退廷を命じる」「裁判長は、適正な審理をするため必要があると認めるときは、発言を制止し、又は少年以外の者を退席させる等相当の処置をとることができる」（規則31条1項）とした場合、いいかえれば要保護性の審理の場面において健全育成の実現を遂行するにあたり、少年の改善に有意義に働かない可能性の在る者が在廷していることに対して裁判所の考え方を、被害者は納得がいくのであろうか。健全育成の概念も抽象的であり、説明する、また理解を得ることにあたり非常に困難を期する（及ぼす）と思われる。

また「裁判長は、少年の情操を害するものと認める状況が生じたときは、その状況の継続中、少年を退席させることができる」（規則第31条2項）と規定している。もしも被害者に対して健全育成の遂行（適正な審判の実施に伴う退席の必要）に当たり退席する事

を理解得られない場合に本規則を適用して被害者ではなく少年を退席させる事も一手段として考えられる。しかし、少年審判は、「少年のため」「少年を健全な人間へ導くため」少年を退席させた上で審議・審理を実施することは、少年の情操性に適当なことではない。

国際人権法「子どもの権利条約」において『子ども自身の最善の利益を基本』とし、これは権利の主体者として子どもの権利であり、未熟な子どもたちが権利を行使するにあたっては、大人や国の介入を必要としている。少年審判において審判官（裁判官）や調査官が介入することは、少年の最善の利益となりうるかと解することが出来る。それに対して、被害者が少年審判に介入（参加）することは、メリットもあるかもしれないがデメリット、すなわち、子ども（少年）にとってデメリット、不利益が生じる結果にもなりうると思われる。このように考える前提には、少年審判において現実に被害者が暴言を吐いた結果、成長途上でどのように判断していいのかわからない少年を少年院で自殺に追い込んでしまった案件があるからである。

少年審判は、少年にとってどのような場所であるのだろうか。それは、自己の行った罪の意識を芽生えさせる場であり、「行為」によって傷をつけたことを見つめ直すきっかけ作りの場ではないだろうか。そしてそれらを矯正教育の中で考えていかなければ成らないのに対して、「死ぬまで許さない」などということを直接言われてしまう事でどうしたらいいのかわからなくなってしまう。それでは、健全な育成や矯正教育の効果を発することが困難になるかと考えられる。

少年審判は、「非公開の原則」が「例外として傍聴を認める」と、改正されたものの基本原則である「非公開」を貫き一部のぞかれている。これは、一般事件のように傍聴席

を自由に開放するのではなく、適用事件の被害者等であり、審判期日における審判の傍聴の申立があり（法 22 条の 4）、少年の諸般の事情や健全育成を害さない場合のみ認められた「傍聴」を可能とするものである。

また被害者等は、ただ「傍聴」をするのであり、発言権や質問権を有さず、ひたすら傍聴するのみである。すなわち、何のための「傍聴」制度なのかが分からない。法務省は「犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図る」としているものの「傍聴」＝「権利利益の保護」であるのか。傍聴をすることが利益になるのか。反対に負担（risk）にはならないのだろうか。すなわち、非行事実を直接傍聴して情報を得たとしても加害少年が被害者に対して、被害者側の非を供述した場合に被害者はそんなことは事実に戻すと思っても表現をする手段はない。感情が込みあがりそれらの感情を自己で抑圧し、感情意識を無意識に閉じ込めてしまった結果、夢・フラッシュバックや神経症の症状として現れる。これらは、被害者にとって再び被害を被る結果になりうる。

日本の少年法制は、逸脱行動に対する社会統制的機能と享保 2 年 (1742)「公事方御定書」より幼年者の心を改める（更生改善）を考えた保護的思想が大きく、現行少年法（1948）においても刑事処分を避け保護優先主義（福祉的機能）を採用してきた。第一次改正法（2000 年）において 20 条 1 項但書削除によって刑事処分年齢の拡大となり折衷説といった考え方が通説と成った。しかし、根本にあるのは、「少年の健全育成」であり、少年を立ち直らせて再び非行に走ることをないことを目指し、新たな被害・非行（逸脱）を食い止めて、社会の安全や利益に結びつける。そのために少年審判においては、非行事実の認定のほか、非行に至る経緯・背景・要因を調査し、その結果に対して福祉的又、教育的な手段で手当てを行い、犯罪統制機能を持つ

ている刑事司法とは異なっているのが少年司法である。

このような少年司法手続の中の少年審判において、少年と正面から向き合い、少年の成長過程や育成環境・家庭環境・性格・資質など又、悩み事や様々な不満を聞きだし、解決策を考える。このような少年を第一に考える大人の姿勢をみた少年らが自己の行った非行の結果、すなわち被害に正面より向き合うことが可能となり内省を深める。

この結果として少年非行の再犯は、極めて低く。すなわち、従来の手続システムが少年の健全育成に成果を発してきていたといえる。

よって「被害者の権利義務の保護」を考える上で「被害者」のみだけでなく、加害者少年の利益や少年司法がもたらす利益、公共の福祉（社会の利益）をも考えた上で考えていく必要がある。本傍聴制度は、少年の健全育成に害を及ぼす虞もあり、被害者においても多重なる被害を与える結果になる。

日本弁護士連合会や一部市民団体においては、終局決定後に裁判官や家庭裁判所調査官による被害者等に審判の様子・少年の態度・非行事実・終局決定内容等を話すという手法が提案されているものの終局決定後、処分が決定してからでは、認定されてしまった事実を覆すことも出来ず、本末転倒な結果になり、なんら被害者の権利利益の保護にも繋がらないと考える。

被害者と加害者の関係が「敵対関係」である以上、被害者は加害者に対して憎しみの感情を過大に有し、教育効果を期待する審判の場にふさわしい「審判の協力者」(味方関係)、共同体の一員として参加することが出来ない。これでは、少年法の理念も損ね、少年に対して有益な教育効果を及ぼすのではなくマ

イナスの効果を及ぼす結果となり、本改正は、被害者の権利の追及に走り、もっと真の少年また少年刑事司法・少年刑事政策を見逃した政策（policy）となってしまったものと考ええる。

また一手段として加害少年が更生した後（社会復帰した後）、被害者の心も落ち着きを取り戻した後に保護観察官や保護司、また支える方々の協力を得て、関係修復・関係回復の思想を持った修復的司法・修復的正義 (Restorative Justices) によって、相互作用によって様々な問題の解決・緩和の結果「癒し」の実現⁵¹を行う。また被害者並びに少年に友好的かつ有効的な働きをもたらす方法も検討していかなければならない。

最後に傍聴において、少年が萎縮した結果「冤罪の危険性」又、「少年が萎縮するおそれ」は、あくまでも可能性を示しているものであり、可能性のみであることの批判もある。しかし、少年の改善更正を考える上で少年自身にマイナス効果になりうる可能性が多少なりとも考えられるのであれば、健全育成を遂行することの再検討を行わなければならない。また被害者が傍聴することで少年に萎縮、審判協力者に対して萎縮させない方法を審判主宰者である裁判官（審判官）が諸外国の事案や運用より検討・分析を行い少年の健全たる育成を徹底していくことが今後の課題である。

※本稿は、第12回現代刑事法研究会（2008年6月28日）において報告した原稿に修正加筆を加えたものである。

〔註〕少年審判規則（平成20年11月11日公布（最高裁判所規則平成20年第18号）、少年法（昭和23年第168号）の一部を改正する法律（平成20年第71号）の施行日平成20年12月15日施行）は、平成20年10月

29日に改正が実施された。改正規則は、「法律の運用には、担当する各家庭裁判所に判断を委ねる」というものである。(平成20年12月5日記)

註

- 1 岡村勲監修＝守屋典子・高橋正人・京野哲也「犯罪被害者のための新しい刑事司法」(2007年、明石書店)1頁参照
- 2 「裁判長は、審判の席に、少年の親類、教員その他相当と認めるものの在席を許すことが出来る」(少年審判規則29条)
- 3 2000年改正法(第一次改正法)において検察官が審判への参加が認められたが参加する検察官も「審判の協力者」の一人である。
- 4 「少年法の一部を改正する法律案要綱」
- 5 <http://mainichi.jp/select/today/news/20080611k0000e010058000c.html> (毎日新聞2008.6.11)、朝日新聞2008.6.11
- 6 但し、被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大に関する部分については同年7月8日より施行
- 7 澤登俊夫「少年法入門<第二版補訂>」(有斐閣ブックス、2003年)36頁
- 8 田宮裕＝廣瀬健二「注釈少年法<改訂版>」(有斐閣、2002年)16頁参照
- 9 田中康裕「少年の心」(中公新書、2003年)206頁以下参照
- 10 電車で掲載されている日能研のポスターのフレーズ(キャッチコピー)
- 11 重松一義「少年法の思想と発展」(信山社、2001年)40頁
- 12 「健全育成」については桐蔭論叢19号(2008.12)『健全育成についての一考察(1)』において検討している。
- 13 森田明「児童の権利助役の歴史的背景—<保護から自立へ>の意味—」、石川稔＝森田明編「児童の権利条約—その内容・課題と対応—」(一粒社、1995年)22-23頁参照
- 14 最判昭和51-5-21刑集30巻5号633頁
- 15 齊藤薫『生命に関する固有の権利』、前掲石川＝森田編164-165頁参照
- 16 葛野尋之「少年司法の再構築」(日本評論社、2003年)65頁
- 17 山口直也「子どもの成長発達権と少年法61条の意義」(山梨学院大学法学論集、2001年)85-86頁
- 18 関連法として日本国憲法13条・19条・21条等
- 19 関連法として日本国憲法21条・37条、少年審判規則14条・25条・28条・30条・33条の2⑤、児童福祉法27条・28条、刑事訴訟法30条・36条・37条・84条・198条・203条・291条・293条・311条等
- 20 草野隆一『少年審判の司法的性格』、最高裁判所総務総局家庭局「家庭裁判所の諸問題下巻」(法曹会、1970年)63-65頁参照
- 21 守山正＝後藤弘子編「ビギナーズ少年法」(成文堂、2007年)165-166頁参照
- 22 15歳の少年ジェラルド・ゴルトは、みだらで下品な電話を掛けたことで逮捕され少年裁判所へ。少年(ゴルト)の両親は息子が逮捕・身柄拘束を受けたことを知らされず、不良行為について事実を明示しない申立書によって告発された。審判においては、少年も在廷せず、証人も在らず公式の記録も作成せず裁判が実施された。その結果、ゴルトは、職業訓練学校へ6年間収容という決定が言渡された。この6年間は、成人の刑事裁判で裁かれた場合の量刑よりも重いものであった。最高裁は本判決を破棄した。[In re Gault,387U.S.541]
- 23 前掲田宮＝廣瀬編204-205頁参照
- 24 刑事訴訟法311条「黙秘権」は少年法において規定されていない。犯罪少年においては、検察官送致(原則逆送制度)によって刑事責任を問われる可能性が有るために黙秘権が認められるという見解がある。(前掲田宮＝廣瀬編212頁参照)また憲法38条1項が少年審判の適用になるかという議論もある。(前掲守山＝後藤180頁参照)
- 25 第一次改正後検察官の関与が一定の事件で認められるようになった(法22条の2)
- 26 前掲田宮＝廣瀬編211頁
- 27 白取祐司「刑事訴訟法」(日本評論社、1999年)59-61頁参照
- 28 前掲白取60-61頁参照
- 29 最判昭24.8.18刑集3巻9号1489頁
- 30 前掲田宮＝廣瀬編120頁参照
- 31 福田雅章『子どもの権利の核心としての条約12条—人間関係を形成する権利としての意見表明権—(1999年)』一橋大学大学院法学研究科国際シンポジウム実行委員会編集「一橋大学大学院法学研究科国際シンポジウム報告書 子どもの権利を考える」151-153頁参照
- 32 全国犯罪被害者の会 <http://www.navs.jp/report/1/opinion2/opinion2-10.html>
- 33 自由法曹団『被害者等の少年審判制度を制度化する少年法「改正」の成立に強く抗議する声明』(2008.6.24)参照、長崎県弁護士会『少年法の一部を改正する法律案に対する声明』(2008.3.26)

- 34 前掲田宮 = 廣瀬編 76-80 頁参照,
http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syuonen/syonen_higai.html
- 35 前掲田宮 = 廣瀬編 319 頁
- 36 前掲田宮 = 廣瀬編 319 頁
- 37 前掲田宮 = 廣瀬編 319 頁
- 38 http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syuonen/syonen_higai.html
- 39 http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syuonen/syonen_higai.html
- 40 前掲田宮 = 廣瀬編 108 頁
- 41 法制審議会少年法部会 (犯罪被害者関係) 第一回議事録 4-5 頁参照
- 42 前掲法制審第一回議事録 5 頁参照
- 43 後藤弘子『特集 刑事裁判と被害者参加 少年審判と被害者参加』(日本評論社「法学セミナー」、2008年9月号 no645) 15 頁参照
- 44 前掲後藤 15 頁
- 45 前掲後藤 15 頁
- 46 信濃毎日新聞 (2008.4.28)
- 47 信濃毎日新聞 (2008.4.28)
- 48 信濃毎日新聞 (2008.4.28)
- 49 信濃毎日新聞 (2008.4.28)
- 50 検討の詳細は、小関慶太『少年の刑事責任における一考察』(桐蔭横浜大学・桐蔭論叢、2007年17号) 参照
- 51 高橋則夫「対話による犯罪解決」(成文堂、2007年) 143 - 166 頁参照